

平成28年度予算見積調書

課室名：社会福祉課
 担当名：医療保護・ホームレス対策担当
 内線：3278 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B26	生活保護受給者後発医薬品使用促進事業費			一般会計	民生費	生活保護費	生活保護総務費	生活保護受給者後発医薬品使用促進事業費		
事業期間	平成28年度	根拠法令	生活保護法第34条第3項			戦略項目	050301 支え合いで輝く豊かな地域社会の形成			
						分野施策				
1 事業の概要 生活保護受給者の後発医薬品の使用を促進し、医療扶助費の適正化を推進する。 (1) 生活保護受給者後発医薬品使用促進事業費 3,200千円				5 事業説明 (1) 事業内容 後発医薬品の使用促進は国全体で取り組んでおり、全額を公費で賄っている生活保護制度の医療扶助においては、より一層の後発医薬品の使用促進を図ることが求められている。 また、埼玉県全体の後発医薬品の使用割合は数量ベースで約66%であり、目標値の75%と離れている。 後発医薬品が存在するにもかかわらず、先発医薬品を使用する受給者のおよそ65%が自身の意向であり、直接、受給者への協力依頼を行うことが第一に求められる。 そこで、以下の3つの取組を行う。 ア 後発医薬品への変更が可能な生活保護受給者に対し、薬剤師等が助言や指導を行い後発医薬品の使用を促す。 イ 生活保護法の指定を受けている薬局に対し、電話や訪問などによる周知・協力依頼を行う。 ウ ケースワーカーや医療事務担当者を対象に研修会を開き、後発医薬品に変えられる先発医薬品のうち、同意の得られやすい医薬品の情報や受給者へのアプローチの仕方などを研修・指導する。						
2 事業主体及び負担区分 (国3/4、県1/4)				(2) 事業効果 面接と指導により受給者に正しい知識を与え、受給者が進んで後発医薬品を希望するようになり、医療扶助費の削減につながる。 後発医薬品を使用することで削減できる県福祉事務所の合計医療扶助費(3か月平均) 6,000千円/月...A 後発医薬品を使用しない理由が患者の意向である割合 65%...B 抑制が期待できる医療扶助費は、 $A \times B \times 12ヶ月 = 46,800千円$ (最大)						
3 地方財政措置の状況				同事業を行った武蔵野市では、指導の結果、対象の受給者72人中61人が後発医薬品に変更した実績がある。						
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.3人=2,850千円										
予算額		財 源 内 訳							一般財源	前年との 対比
		国庫支出金								
決定額	3,200	2,335						865	3,200	
前年額										